

(協議会が参加した外部検討会の成果を受けての事務局提言)

プログラムとの関連

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図れる。

1-6)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-3)

【プログラム共通的事項に係る推進方針】

1. リスクコミュニケーション

緊急情報、避難誘導情報の多メディア展開の推進、受信側と送信側および接続に関するガイドラインの策定等に関する関係省庁等による検討の場の創設

近年、東日本大震災や熊本地震等頻発する大地震や、土砂災害、河川の氾濫等により甚大な被害が発生し、社会全体で災害対応意識が高まっている。今後、首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予想されており、こうした巨大地震が発生した場合、大きな被害が発生することが想定されることから、多くの人が常在する住宅分野でのさらなる災害対策が強く求められている。また、土砂災害や河川の氾濫等については、地震と比較すると事前に災害リスクを把握しやすく、避難勧告等の情報を適切に伝えることで被害の拡大を抑えることが可能である。

東日本大震災では、防災行政無線等からの避難情報の取得が遅れたことにより、住民が津波被害に遭った事例が数多く報告されている。また、熊本地震では、4月14日の前震後に避難所から自宅に戻った後、16日の本震によって自宅が倒壊し被害に遭った事例もあり、あらためて災害時の情報伝達の重要性が浮き彫りになった。

「平成 23 年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査（住民）」（内閣府・消防庁・気象庁）によると、防災行政無線をはっきりと聞きとることができた人は岩手県、宮城県では約半数であり、そのうち約 70～80%の人が避難を判断している。「災害時における情報通信の在り方に関する調査」（総務省）によると、東日本大震災時の災害情報を取得するための各種メディアについては、震災発生時には AM ラジオの評価が最も高い。次いで FM ラジオが続く一方で、携帯電話、携帯メール、地上波放送は震災直後から4月末にかけて評価が高まりラジオの評価を超えており、状況に応じて様々なメディアを活用しながら情報を取得していることが分かる。

災害時の情報取得手段が多様化する中、今後は ICT の発達によって携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を活用して情報を取得することが重要になると予想されるが、ここで問題になるのが、高齢者や障がい者等への情報伝達手段である。こうした中で、住宅が災害情報や避難情報を受け取り、その情報を住宅内にある様々なデバイスや家電、設備機器等を利用して在宅中の高齢者等に確実に伝達することが可能になれば、災害時の情報格差の解消や適切な避難行動を促すことにつながる。

昨今、経済産業省では、住生活ビッグデータを活用したサービスを実現するため、「防災・緊急時対応サービス分野」に係るケーススタディを行い、課題抽出等を行ったところである。

防災・緊急時対応サービスのような仕組みは、我が国における国土強靱化情報通信インフラの一環として活用できるものと考えられ、全国規模で整備・構築していくことにより、起きてはならない最悪の事態中の「テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態」の解決策になり得るものである。

現在、民間企業においては、災害時の緊急情報をスマートフォンで受信することができる、災害時等に安否情報を確認することができるアプリケーションを契約者に提供する取り組みがある。一部の自治体では、民間通信事業者との提携により、災害時の緊急情報を住民が保有するスマートフォンに独自のアプリケーションを通じて提供する情報サービスを行っている例がある。これらの事例のように、情報の発信側と受信側双方において新たな情報サービスが模索されているところであるが、単一企業や特定自治体の取組には限界がある。当協議会としては、国民に広く普及しているスマートフォン、これから家庭への急速な普及が見込まれるHEMSなど多様な受信端末機器の活用を勘案しつつ、家庭、用務先や屋外において迅速かつ漏れなく災害時緊急情報や避難誘導情報をキャッチし、避難行動を促す「災害時緊急情報受発信インフラ」を国が新たに策定する一定のガイドラインのもとに全国レベルで構築していく必要があると考える。

よって、今年度以降、関係省庁、有識者、関連団体・企業などの連携のもと、情報通信インフラの構築に向けた具体的かつ深掘りした検討の場を設けていただきたい。

具体的には、次のテーマに取り組んでいく必要があると考える。

- ① 災害情報や避難情報を国民に迅速かつ漏れなく提供するという目的を前提とし、受信メディアの多様化を勘案した、災害時緊急情報提供のガイドラインの策定。

・情報発信側の観点

- ・情報受信側の観点

- ・発信側と受信側をつなぐネットワークや通信手段の観点

② 都道府県や市町村が情報通信事業者とタイアップして地域住民に災害時緊急情報提供システムを整備していくことはよい試みであるが、自治体の境界をもってそのサービスがバラバラに形成されていくと、人の日々の移動や転居に際して戸惑いが生じることが起こり得る。災害時の緊急情報は必要な時に瞬時に受信可能であるべきであり、このシステムが縦系列バラバラでは必ずしも本来の目的にはかなわない。一定のレベルで統一プラットフォームを設定し、そのうえで各種のコンテンツをオープンに接続できるような仕組みにしていくことが望まれる。また、そのための各種標準化も必要であろう。

参考：「平成 28 年度 住宅における IoT／ビッグデータ利活用に関する検討会 報告書」（平成 29 年 3 月 経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/images/H28FY_IoTkentoukai_houkokusyo.pdf